

る声を上げた。共通するのは、解釈改憲による集団的自衛権行使容認に対する憤りだ」とされています。

（3）安倍内閣の解釈改憲に対する立憲主義の立場からの批判

ア 長谷部恭男東大教授からの批判

またこのころには憲法学者からの批判も激しくなってきており、長谷部恭男東京大学教授（その後早稲田大学教授）は、平成26年2月28日付東京新聞（甲C8の11）において、安倍総理が進める「解釈改憲」について、次のとおり、立憲主義の立場から、その問題点を指摘して批判しています。

—安倍首相は国会で政府の憲法解釈について「最高責任者は私だ」と、自身の判断で変えられるかのような発言をした。

「憲法に基づいて権力を縛るという立憲主義の基本を根底から否定していく、危険だ」

—どう危険なのか。

「立憲主義とは『政治権力は憲法を守らなければならない』という考え方。その憲法には国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三原則が明記されている。立憲主義を否定するとなると、国民主権や基本的人権なども守らなくていいということになる。」

—首相は、憲法が国家権力を縛るという考え方について「王権が絶対権力を持っていた時代の考え方だ」と、まるで時代遅れかのような発言もしている。

「王様が絶対権力を持っている体制にそもそも立憲主義はない。選挙で選ばれた人間なら、やりたい放題でいいはずはない。民主的な政府であっても、憲法を守らなければならないということは、中高校生でも分かっているだろう。」

—首相は集団的自衛権の行使容認の理由に「国際環境の変化」を挙げるが。

「環境の変化とは何なのか、具体的には分からぬ。中国が経済発展し、軍

備増強していることが念頭にあるのだと思うが、それで尖閣諸島など日本の領域が危ないという問題なら、現行の憲法解釈でも対応可能。自国への攻撃に反撃する個別的自衛権は、今の憲法解釈でも認められている。それ以外に、集団的自衛権を使えるようにした方がいいという国際環境があるなら、具体的な事例を挙げて国民に説明すべきだ」

—いまの憲法9条の解釈をどう考えるか。

「9条を素直に読めば、個別的自衛権があるかどうかすら疑わしい。ただ、それでは国民の生命・財産を守るという国家の義務を果たせないので、自国を防衛する権利はある、というのが今の解釈だ。國の中長期的な利益を考えた上での良識的な判断だと思う。」

—解釈改憲で集団的自衛権の行使を認めるというやり方はどうなのか。

「行使容認は平和主義を定めた憲法9条の存在意義を失わせてしまう。國の基本原則を変えたいなら、憲法自体を変えるほかない。今まで黒だったものを白に変えるくらいの大きな変更なのに、首相は（改憲手続でなく、閣議決定という）普通のやり方で変えられると主張している。」

イ 秋山収元内閣法制局長からの批判

また、秋山収元内閣法制局長も、平成26年3月18日付朝日新聞（甲C8の13）において、安倍総理が進める「解釈改憲」について、次のとおり、立憲主義の立場からその問題点を指摘して批判しています。

安倍晋三首相は先日の国会答弁で、憲法が国家権力を縛るのは「王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方」であり、憲法とは「日本という国の形、理想と未来、目標を語るもの」と語った。しかし、國民主権を掲げる今の憲法は、基本的には国民が権力を縛るための約束であり、権力の制御装置だ。首相の憲法観は私のものとずれがある。

安倍首相は当初、改憲の発議要件として衆参両院の総議員の3分の2から過

半数に変える96条改正を見据えていたと思われる。それが難しいとみて、解釈改憲路線を走っているのではないか。昨年7月、ちょうど安倍首相が96条改正に対するトーンを弱めた頃、麻生太郎副総裁が憲法改正をめぐり、ナチスの「手口に学んだらどうか」と発言した。最も民主的な「ワイマール憲法のもとで、ナチスは「合法的」に全権委任法を成立させて権力を握り、憲法を事実上葬った歴史がある。麻生氏の発言は、表面的には法にのっとった形で憲法の根本的な規範を変えてしまう解釈改憲の道を示唆していたのではないか、と感じている。

仮に集団的自衛権の行使を認めるならば、国のある方の基本的な転換なのだから、きちんと憲法改正の手続を踏み、文言から素直にそう受け取れる条文のもとでやらなければならないし、そうでなければ危険だ。なぜなら憲法は、9条だけでなく、表現、報道、信教などに関する自由の保障や政教分離など基本的人権の基幹となる規定があり、それぞれに確立した解釈や慣行で動いている。しかし、いったん政権の意向で憲法の根本規範の解釈を自由に変えられる前例ができれば、将来、ときの権力がこれらにも踏み込んで介入や統制を強めたい、という誘惑に駆られるおそれがある。私が恐れるのは、こうした将来への波及効果だ。一つの例が政教分離の問題だ。憲法は「いかなる宗教団体も政治上の権力を行使してはならない」と定めているが、現在の憲法解釈では「宗教団体と政党は別のもの」とされている。しかし、与野党の構図いかんによっては、この規定をもとに宗教団体への干渉を強めようとする動きが出てこないとも限らない。

憲法を変えずに集団的自衛権の行使ができるようになれば、憲法9条は存在しないも同然となる。今の状況は、歴代内閣が引き継いできた、「我が国に対する武力攻撃が生じたときにこれに対抗する必要最小限度の自衛権」という歯止めが失われる岐路にあると感じている。現在の政権は、良質な権力に必須の「謙

虚さを欠いているように思われる。

(4) 砂川事件最高裁判決を根拠とする集団的自衛権合憲論

ア 政権与党の高村正彦自民党副総裁は、砂川事件最高裁判決（砂川判決）を根拠に「必要最小限度の集団的自衛権ならできる」、「限定すれば行使は合憲」という主張をするようになり（平成26年4月1日付東京新聞〔甲C8の16〕）、安倍総理も、昭和34年（1959年）に出された砂川判決を根拠にして、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更に突き進んでいくことになります（平成26年4月15日付東京新聞〔甲C8の21〕）。しかしこれに対しては、公明党幹部からは「論理に飛躍がある」と言った疑問や批判の声も出ていました（平成26年4月1日付東京新聞〔甲C8の16〕）。

イ また、多くの憲法学者や法曹関係者は「そんな学説聞いたことがない」などと、高村正彦氏や安倍総理の極めて無茶な議論に呆れ気味に批判していきます（平成26年4月1日付東京新聞〔甲C8の16〕）。そこには、安部浩巳神奈川大法科大学院教授、青井未帆学習院大学教授（〔注14〕）、長谷部恭男早稲田大学教授（〔注15〕）、小林節慶應大学名誉教授、木村草太首都大学東京准教授、阪田雅裕元内閣法制局長などの名前が見られ、「高村氏の議論は無理なこじつけである」、「砂川判決を持ち出して理解を求めるやり方には、相当な無理がある」、「素直に読めば個別自衛権の話しだ」、「都合良く無理に理屈をこじつけている」、「法律の土俵に乗ってぼろが出た」、「今になって（砂川判決を）持ち出すのは奇異に映る」などと、その批判は辛らつです（平成26年4月1日付東京新聞〔甲C8の16〕、平成26年4月3日付朝日新聞〔甲C8の17〕、平成26年4月15日付東京新聞〔甲C8の21〕）。

【注14】「そもそも砂川判決は旧安保条約に基づく駐留米軍の憲法9条2項との適合性が争われた事件であり、1959年に出された判決である。日本政府が集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの見解を明確にして繰り返し表明するようになったのは、60年以降のことであり、集団的自衛権も自衛の措置に含まれるとか、砂川判決によって否定されていないなどという理解が示

されたことは、法にたずさわる多くの者にとって青天の霹靂であった。阪田雅裕・元内閣法制局长も『半世紀近く経て、『振り返ると解釈が違う』と言われても、時効というのか、時宜を失った抗弁としか思えません』と述べている（前掲、青井・阪田対談、『世界』2014年5月号）。横畠内閣法制局长も、砂川判決が集団的自衛権について触れているわけではないと認めている。砂川判決で問題となった旧安保条約では、日本については占領の継続としての基地の提供が義務として語られていたのであって、武力の行使によって他国を防衛するなど、議論の射程外であり、また想定外である。もっといえば、砂川判決は自衛権のために当然に戦力を持ちうるということについてさえ、判断を明確に示していないのである。…この判決を論拠として集団的自衛権の行使容認を正当化することはできない。」（青井未帆「憲法と政治」〔岩波新書〕甲B10・72～73頁）

【注15】「長谷部（首相や高村自民党副総裁は）砂川事件最高裁判決から『わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない』という部分を抜き出していますが、この部分を含む段落の結論は、『憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めるなどを、何ら禁ずるものではない』。9条は日本がアメリカに安全保障を求めることを禁じていないと言っているだけです。この結論を支えるために、『自衛の措置は国家固有の権能の行使』と述べているだけで、日本の集団的自衛権とは関係がありません。…砂川判決については、今言ったとおり、そもそも集団的自衛権の行使を最高裁が許容する意図 자체が認識できません。」（長谷部恭男・杉田敦編「安保法制の何が問題か」〔岩波書店〕甲B9・7～8頁）

ウ さらに、これは新安保法制法案が国会上程された後のことではありますが、「安倍晋三首相は26日（注：平成27年6月26日）の国会答弁で、半世紀以上前の砂川事件最高裁判決を持ち出し、行使容認の根拠になると明言したことから、著明な元最高裁判事がそれを批判しています（平成27年6月30日付朝日新聞〔甲C8の64〕）。

園部逸夫元最高裁判事は、「砂川事件が起きたのは1957年、私が京都大学法学部の助教授になった翌年だった。憲法9条の下で安保条約による米軍の日本への

配備が認められるかどうかが議論の中心で、集団的自衛権は争点になつていなかつた。最高裁は個々の事件について上告審として最終的な判断をする裁判所で、事実関係は事件によって異なる。砂川事件判決を集団的自衛権の行使を認めた安保関連法案の根拠とするのは疑問がある。内閣法制局は長年、憲法9条に関する慎重かつ精緻な解釈を積み重ね、ある意味で「憲法裁判所」の役割を果たしてきた。しかし、今回の政府見解は解釈の限界を超えている疑いが強いと感じている。…憲法はその時々の国際情勢の中で生かされている。国会議員は党派を超えて改憲の是非を議論し、良心に従って安保政策と今後のるべき憲法の姿を国民に問うべきだ。国民は主権者として議論をチェックして欲しい。」と「法案の根拠にするのは疑問」としています。

那須弘平元最高裁判事は、「砂川事件判決が集団的自衛権の行使を容認したものだとするのは言い過ぎだ。判決は米軍の駐留受入が違法とまでは言えない、といつてはいるに過ぎない。他方で、集団的自衛権の問題は無関係だとも言い切っていない。判決にある裁判官の個別意見の中にも、集団的自衛権を意識した主張と理解できる記述が数か所出てくる。これらの記述をヒントに、政府の提案が出たことは容易に想像できる。つまり、判決は集団的自衛権の行使については、容認するとも、否定するとも言っていない。これが判決の実態に一番近い説明だ。むしろ大切なのは、個別的自衛権を認める一方、集団的自衛権の行使は認めないとする政府の1972年見解との整合性だ。72年見解が当時の正しい憲法解釈だったと正面から認めた上で、変更しないといけない深刻な国際情勢が発生しているというのは本当か、それは具体的には何か、政府は詳しく説明すべきだ。また、どんな場合なら憲法解釈の変更が認められるのか、政府はきちんと国民に示し、国会でも時間をかけて議論すべきだ。政府の公式見解は国民にとっては道しるべのようなものだから、よほどのことがない限り変更すべきではない。その時々の政府の考え方次第で左右されるようでは、道しるべの役割を疑われる。」とし、「『行使の容認』は言い過ぎだ」としています。

エ その後も、砂川判決を新安保法制の理論的根拠とする安倍内閣の考え方には批判が続き、平成27年9月3日付朝日新聞（甲C5の19）では、山口繁元最高裁長官までもが「砂川判決で扱った旧日米安保条約は、武装を解除された日本は固有の自衛権行使する有効な手段を持っていない、だから日本は米軍の駐留を希望する」という屈辱的な内容です。日本には自衛権行使する手段がそもそもないのだから、集団的自衛権の行使なんてまったく問題になっていない。砂川事件の判決が集団的自衛権の行使を意識して書かれたとは到底考えられません。」、「砂川事件判決は、憲法9条の制定趣旨や同2項の戦力の範囲については判断を示している。「統治行為についても、旧日米安保条約の内容に限ったものです。それなのに9条に関してはすべて「統治行為論」で対応するとの議論に結び付けようとする、何か意図的なものを感じます。」と批判しています。

（5）昭和47年（1972年）政府見解に依拠した集団的自衛権合憲論

ア 平成26年6月、安倍内閣は、上記砂川判決を根拠として集団的自衛権の合憲論を展開するとともに、「昭和47年政府見解」を一部引用して集団的自衛権の合憲性を理屈づけする考えを明らかにしました（平成26年6月10日付朝日新聞〔甲C8の24〕）、同年6月13日付朝日新聞〔甲C8の25〕）。確かに、最終的に出来上がった「26・7閣議決定」（甲A5）は、昭和47年政府解釈（甲B1・55頁）の理屈の延長線上にあるかのようにも読みます。しかし、紙面の見出しになっている「72年見解 自公つまみ食い」という批判が当たっていますし、また、「まともな理屈でない」という見出しの阪田雅裕元内閣法制局長官の、次の批判が極めて適切です（平成26年6月13日付朝日新聞〔甲C8の25〕）。

72年の政府見解は集団的自衛権行使できない理由を述べている。結論は明らかにだめだと書いてある。一部を切り取ることが許されるならどんな解釈も可能だが、見解はあくまで前提で判断すべきものだ。そもそも集団的自衛権は、

ちょっとだけ使うという便利なものではない。行使は戦争に参加することだから、日本が「必要最小限の範囲」で武力を使ったつもりでも、相手国にとっては敵国となり、日本の領土が攻撃される恐れもある。憲法9条、あるいは前文や13条をどう読んでも、集団的自衛権は否定されているという結論にしかならない。行使を認めるなら、それは憲法解釈とは言えず、憲法の無視だ。政府や自民党は72年見解を持ち出してきていたりするが、解釈を変える論理としては堪えられず、まともな法律論ではない。

イ また後述しますが、宮崎礼壹元内閣法制局長官も、「自国防衛の範囲を越えており、どんな言い回ししようと憲法解釈の質的変換にあたる」批判し、「『新解釈は従来の政府見解を広げてしまっている』と考えている。その一つが新たに加えられた『わが国の存立が脅かされ』という部分。72年の見解にないものを加えるのは『何か意図があるのではないか』と推測する。『国家の存立』が『国家の名誉』や『国家の威信』と読み替えられた時に、武力行使の範囲が拡大していく可能性がある」と危惧されています（平成26年7月2日付東京新聞〔甲C8の32〕）。秋山収元内閣法制局長官も同様であり、「憲法9条の規範的な意味がなくなるほどの方向転換。憲法改正で対処すべきだ」と話す。『密接な関係にある他国』『根底から覆される明白な危険』などといった要件に出てくる表現は、時の政府の判断で、広く集団的自衛権が行使される恐れがあると秋山氏は言う。『言葉の吟味が足りない』。専守防衛の範囲で保有できるとされてきた戦力も拡大する可能性があると懸念」しておられます（平成26年7月2日付東京新聞〔甲C8の32〕）。

ウ いずれにしても、武力で他国を守る集団的自衛権の行使容認をめぐり、与党協議で高村正彦座長は、昭和47年政府見解を前提とした考え方（26・7閣議決定）を示しましたが、集団的自衛権の行使を禁止した「昭和47年（72年）政府見解」の文言を引用しつつ一部の言葉をかえることで、解釈しだいで集団的自衛権の行使が際限なく可能となる内容になっており、「『事態』⇒『おそれ』72見解骨抜き」「解釈次第で行使拡大」などという新聞紙上の批判が当たっているのであつ

て、昭和47年政府見解を骨抜きにするものだといえます（平成26年6月14日付東京新聞〔甲C8の27〕）。そもそも、集団的自衛権の行使を否定するための論理を展開している昭和47年政府見解の理屈をもって、集団的自衛権の一部行使を認めようとするのは論理矛盾も甚だしいものといえます。

（6）過去の後方支援活動とその悲劇

従来の政府見解では、自衛隊の活動地域を「後方地域」や「非戦闘地域」に限定し「武力の行使の一体化」の問題が生じないようにしてきましたが、安倍内閣の「26・7閣議決定」（甲A5）では、「他国が『現に戦闘行為を行っている現場』でない場所で実施する補給、輸送」などの支援活動まで許容しようとしています。すなわち、「『現に戦闘行為を行っている現場』以外の場所」という戦闘現場に極めて近接した地域での自衛隊の支援活動が許されることとなります。

しかし、過去の欧州等の軍隊による後方支援活動を見ていくと、想像以上に悲劇的な状況を迎える事態が起きています。その例（新聞事例）を幾つか紹介しますが、近時極めて危険であるとして議論になっている南スーダンでの自衛隊の支援活動などは、過去の悲劇的な事例の一つとなってしまうのではないかと懸念されます（近時、政府は本年5月までに自衛隊は南スーダンから撤退することとしましたが、本準備書面が口頭弁論で陳述されるまでに何も起こらなければいいのですが…）。

ア 平成26年6月15日付朝日新聞（甲C9の2）に「平和貢献のはずが戦場だった」「後方支援独軍55人死亡」「アフガン戦争」という見出しが躍っています。すなわち、そこには、「1990年代に専守防衛の方針を変更し、安倍首相がやろうとしている解釈改憲の手法で北大西洋条約機構（NATO）の域外派兵に乗り出したドイツは、昨年10月に撤退したアフガニスタンに絡んで計55人の犠牲者を出した。アフガンでは後方支援に限定した派兵だったが、戦闘に巻き込まれた死亡例が6割あった。『後方での治安維持や復興支援のはずが、毎日のように戦闘に巻き込まれた』。アフガンに駐留した独軍幹部は振り返る。」という記事が掲載されて

います。

イ また、平成26年7月1日付東京新聞（甲C9の3）には「後方支援でも犠牲」「アフガン、イラク戦争」「30カ国700人死亡」「自爆テロなど標的に」という「見出し」が躍り、「集団的自衛権行使の実態は他国の戦争に参加することだ。アフガニスタンやイラクでの米国による『テロとの戦い』では同盟国として戦闘に参加した英國などが多数の死者を出しただけではなく、『後方支援』中心の30カ国あまりの約700人の兵士も犠牲になった。安倍晋三首相は武力行使目的の活動には参加しないと説明するが、『後方支援』では新たに戦闘地域に自衛隊を派遣する方針。他国の戦争で自衛隊員が危険にさらされる恐れが強まっている。」と報道されています。

ウ 仮に、このように後方支援中に戦闘の犠牲にならないとしても、このような紛争地域に派遣される自衛隊員の精神衛生には極めて大きなプレッシャーが付加されます。そのことが原因となって帰国後の自衛隊員の自殺者が多いのではないかとも言われており、平成27年5月28日付朝日新聞（甲C4の9）には、「中谷防衛大臣は、旧イラク特措法や旧テロ対策特措法で海外派遣された自衛官のうち計54人が帰国後に自殺したことを明らかにした。」とされていますし、また、平成27年6月16日付東京新聞（甲C8の78）では、「中谷元・防衛相は15日の安全保障関連法案に関する衆院特別委員会で、自衛隊が海外で活動する機会の拡大に伴い、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症する隊員が増える可能性を認めた。」「政府は今月5日の答弁書で、アフガン戦争とイラク戦争に関連する特別措置法に基づき、海外に派遣された自衛隊員のうち56人が在職中に自殺したと公表。」とされています。

エ ところで、元陸上自衛隊のレンジャー隊員であった井筒高雄さんは、「自衛隊員は全て、入隊時に服務の宣誓をします。『私は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し』『事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に

応えることを誓います』 自民党が推薦して国会に招いた方を含む憲法学者や、「法の番人」といわれている内閣法制局長官経験者、そして国民の多くが憲法違反と考えている集団的自衛権の行使を認める法案は、明らかにこの宣誓文に反するもので、民主主義をないがしろにするものです。命を張って国民の付託に答えることを求められている現役自衛権たちに対する明白な契約違反です。」（平成27年7月16日付朝日新聞〔甲C10の26〕）といっています。そして、紛争地域に派遣される自衛隊員のリスクを考えると、井筒高雄さんのいうとおりであり、それこそ南スダニに派遣された自衛隊員たちの気持ちを慮ると、安倍総理やその周辺の人たちのやり方に怒りしか湧いてきません。

（7）「26・7閣議決定」とそれに対する多くの批判

安倍内閣は、平成26年7月1日夕の臨時閣議で、「従来の政府見解では許されていなかつた『集団的自衛権の行使』を認める」（【注16】）、『他国が現に戦闘行為を行っている現場以外の場所での支援活動』を許す」、「駆け付け警護に伴う武器使用、任務遂行のための武器使用など』を許す」等という閣議決定をしました（甲A5）。安倍内閣が憲法の柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲を行ったことから、「『専守防衛』に徹してきた日本が、直接攻撃されていなくても他の戦争に加わることができる国に大きく転換した日となった」（平成26年7月2日付朝日新聞〔甲C1の5〕）ということになります。もちろん、この時にも、多くの憲法学者や法曹関係者、与党野党を問わない国会議員などから激しい批判を受けています。

【注16】従来の政府見解における自衛権発動の3要件は、「①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」とされていましたが、「26・7閣議決定」によって集団的自衛権が認められたことにより、自衛権発動の新3要件が、「①わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、わ

が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」ということになりました。

ア 平成26年7月1日付毎日新聞（甲C1の3）では、「安倍内閣は1日、憲法解釈で禁じた集団的自衛権の行使容認に踏み切る。憲法9条の理念を根底から覆しかねず、一内閣が憲法解釈の変更で容認するのは許されないと指摘は根深い。容認派からも、『本来なら憲法改正で行うべきだ』との声も出ている。」と掲載されており、自民党内でも異論があったようです。また、同年7月2日付朝日新聞（甲C1の5）では、「『これは総理の悲願だから』。首相官邸の高官や自民党幹部から連日こんな言葉を聞く。集団的自衛権がなぜ必要か。なぜいまか。全てが『首相の意向』で退けられ、疑問を差し挟む余地はない。一昨年の衆院選と昨年の参院選でねじれ国会を終わらせた首相の力は、政府・与党内で強い。」とされていますが、実際には、「いざれの選挙でも、集団的自衛権は公約の中心にはなかった。参院選ではむしろ憲法改正を説き何より経済政策への支持で今日の政権安定を得た。 そうして獲得した権力をまるで白紙委任されたように使い妥協しない。歴代内閣が禁じたことを『できるようにした』のに『憲法解釈の基本はえていない』と言う。その矛盾に、首相は向き合おうともしない。」（同新聞）というのですから、国民にとっては詐欺にあったみたいなものです（「それを自覚している国民がどれほどいるか」という問題はありますが、いざれ「こんなはずではなかった」という事態を将来迎えるおそれは十分にあります。）。

また、同日付東京新聞（甲C1の4）では、「公明党は30日、執行部が党内の一任を取り付け、事実上了承した。…しかし、中堅・若手議員からは『なぜ憲法解釈を変えるのか。合理的な説明がなく、歯止めもない』『安倍晋三首相のやり方は強引だ』と最後まで異論が相次いた。」とされています。すなわち、公明党内部でも反対の声が多かったのです。

イ この段階における憲法学者や法曹関係者等の「26・7閣議決定」（甲A5）に対する批判について整理すると、次のようになります。

(ア) 本来「改憲論者」である小林節慶応大学名誉教授は、「『憲法学的には内閣の権能は行政権と統治権の二つだ』と指摘したうえで、9条の趣旨を大きく変える解釈改憲は『理論的には、憲法尊重擁護義務に反する真っ黒けの行動だ』と強く批判し、さらに、大森政輔元内閣法制局長は、「『閣議決定されても、集団的自衛権の行使が9条下では認められないとのテーゼは全然変わらない』と閣議決定は『無効』」と強く批判しています(平成26年7月1日付毎日新聞〔甲C1の3〕)。

(イ) 第一次安倍内閣で内閣法制局長官を務めた宮崎礼壹元内閣法制局長官は、「自国防衛の範囲を越えており、どんな言い回ししようと憲法解釈の質的変換にある」とい、「宮崎氏は『新解釈は従来の政府見解を広げてしまっている』と考えている。その一つが新たに加えられた『わが国の存立が脅かされ』という部分。72年の見解(注:昭和47年政府見解)にないものを加えるのは『何か意図があるのではないか』と推測する。『国家の存立』が、『国家の名誉』や『国家の威信』と読み替えられた時に、武力行使の範囲が拡大していく可能性がある」(平成26年7月2日付東京新聞〔甲C8の32〕)と批判している。

(ウ) 「第二次小泉内閣で、イラクで活動する多国籍軍の自衛隊参加を限定的に容認した秋山収氏」(秋山収元内閣法制局長官)も、「憲法9条の規範的な意味がなくなるほどの方向転換。憲法改正で対処すべきだ」とし、「『密接な関係にある他国』『根底から覆される明白な危険』などといった要件に出てくる表現は、時の政府の判断で、広く集団的自衛権が行使される恐れがある」とい、「専守防衛の範囲で保有できるとされてきた戦力も拡大する可能性がある」、「これまで保有できなかつた航空母艦のような戦力まで保有できるようになる」(平成26年7月2日付東京新聞〔甲C8の32〕)などと懸念しています。

(エ) 上記の宮崎礼壹元内閣法制局長は、平成26年11月8日付朝日新聞(甲C8の36)の紙面上で、「従来の政府見解と整合性がない」と次のような批判を繰り返しています。

今回の閣議決定は、これまで禁止されてきた集団的自衛権の行使ができるようになるわけなので、従来の政府見解からの根本的な転換であることは明らかだ。関与した内閣法制局は自分自身がお世話になったところだが、大変残念という言葉に尽きる。閣議決定のベースとされる1972年の政府見解の「外国の武力攻撃によって国民の権利が根底から覆される」という文章は、あくまでも日本に対する武力攻撃という意味で書かれた。他国に対する武力攻撃まで含まれる、と読み込むのは無理がある。従来の政府見解が維持してきた論理との整合性はついておらず、連続性も断たれている。安倍晋三首相は「(閣議決定は)他国の防衛自体を目的とする集団的自衛権行使を認めるものでもない」と答弁する。しかし、そもそも集団的自衛権とは、2004年に閣議決定された政府答弁書で「他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止する(権利)」と定義されているように「他国防衛」がその本質にある。…憲法は凡百の法律の上に存在するものだ。憲法の禁止力というか、禁止していることを超える政策を実現しようということであれば、主権者である国民の判断を求める憲法改正の手続をきちんと踏むべきだ。そうしてこそ、憲法の法律にまさる威厳、権威が保たれる。にもかかわらず、「憲法改正が非常に困難だから」と、憲法の禁止に抵触するかどうかのギリギリの政策をやろうという問題に差し掛かるたびに、政府が禁止のたがを緩めてしまうならば、本当に国民主権の国家なのか、という根源的な問題が生じてしまう。

なお、平成15年7月15日付の「内閣法制局の権限と自衛隊についての解釈に対する質問に対する答弁書」では、「国際法上、一般に、『個別的自衛権』とは、自國に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利をいい、他方、『集団的自衛権』とは、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解されている。このように、両者は、自國に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において、明確に区別されるものであると考えている。」とされています(甲B1・52頁)。

(才) また、阪田雅裕元内閣法制局長は、平成26年11月8日付朝日新聞(甲C8の36)の紙面上で、論理的には肯定的な意見を述べながらも、「文面の通りに読んで運用して」と題し、次のような点を強く懸念し、政府による無制約な運用を心配しています。

今回の閣議決定は、これまでの政府見解の論理の基本を保っており、論理としては一定の評価ができる。ただし、問題は、閣議決定の文面を政府全体が一致して、その言葉通りに読んでくれているのか、という点にある。国会の答弁を聞いていて非常に疑問だ。国民の生命や権利が「根底から覆される」という表現は、これまで日本が武力攻撃を受ける有事を想定して使われてきた。それなのに、安倍晋三首相や岸田文雄外相が、中東のホルムズ海峡に敷設された機雷を除去することは「限定的、受動的な武力行使」だから可能だ、と国会で答弁する。「原油が来なくなったり、日米の信頼が多少揺らいだりする場合も、これに当たることがある」というような読み方は、どうすればできるのだろうか。書いている言葉通りに理解して運用しないと、閣議決定はただの言葉の遊びになってしまふ。これから法制局に求められる役割は「根底から覆される明白な危険」とは、外国の武力攻撃が我が国に差し迫っていること以外のなものでもない、ということをしっかりと国民に明らかにし、官邸にもそう理解してもらうことだ。…

(8) 「26・7閣議決定」と「日米協力のための指針」(新ガイドライン)

安倍政権は、「26・7閣議決定」(甲A5)の後ただちに米国政府と協議を行い、平成26年度内の改定を目指していた日米防衛協力のための指針の「中間報告」に「世界規模での米軍支援を明記する方針」を固めています。「安倍内閣による集団的自衛権の憲法解釈変更を受け、日本周辺で米軍支援を想定した『周辺事態』をなくし、自衛隊が世界で米軍に協力できる枠組みに作り変える」(平成26年10月4日付朝日新聞[甲C2の2])というのです。しかし実際には、安保法制法については、

まだ閣議決定（26・7）があつただけであり「立法化はこれから」という時に、安倍内閣は、「世界規模での米軍支援」を実現するために、新ガイドラインに「26・7閣議決定」を取り込もうというのです。すなわち、国民への十分な説明もないまま、国会という立法機関も無視して走り出し、新安保法制法案の国会提出（平成27年5月15日）前の平成27年4月27日には「日米協力のための指針」（新ガイドライン）を合意してしまうのですから、なんとも非民主主義的で身勝手なやりかたです（【注17】）。ここでの安倍政権による強権的な新ガイドライン策定に至る経緯は、以下のとおりであり、逆にいえば（皮肉をいえば）、「実質的な安保法制法案の検討は、ここで（米国との協議の中で）なされた」といえるのかもしれません。

【注17】その裏事情は、「2015年のガイドライン改定は、何のためになされたのだろうか。たとえば北岡伸一・安保法制懇座長代理が、次のように述べていることが参考になろう。『同盟には必ず、見捨てられる危険と巻き込まれる危険がある。昔のように米国が圧倒的に強い状況ではない。明らかに腰が引けており、今あるのは見捨てられる危険だ。米国を何とか引きとめなくてはいけないのに、米軍が襲われても助けるのは嫌だという都合のいいことはできない』（毎日新聞2014年4月16日）」（青井未帆「憲法と政治」〔岩波新書〕甲B10・107～108頁）ということなのです。

以下の経過をみれば、「26・7閣議決定」でいちばん喜んだのは米国防総省なのでしょうから、「（米国防総省が）1日、『日本政府の集団的自衛権に関する新たな政策を歓迎する。この歴史的な取り組みは日米問題における日本の役割を強化することになる』との談話を発表」（平成26年7月2日付朝日新聞〔甲C1の5〕）するのももっともな話です。

ア 「新ガイドラインの中間報告では、3分野の区別を撤廃。『グローバルな対米支援をする』と定める。日本が直接攻撃を受ける『日本有事』だけでなく、有事に至らないが警察権だけでは対応できない『グレーゾーン事態』、集団的自衛権の行使など、『平時から有事まで切れ目なく』米軍支援・連携することを明記する」ものとなっています（平成26年10月4日付朝日新聞〔甲C2の2〕）。また、「周辺

事態を含めた3分類を廃止することは、補給や輸送といった米国への後方支援について、事実上日本周辺に限っていた地理的な制約がなくなることを意味」(同日付朝日新聞〔甲C2の39〕)します。

イ 日米両政府は平成26年10月8日、外務・防衛局長級協議を防衛省で開き、自衛隊と米軍の役割分担を定めた「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)の再改定に向けた中間報告をまとめています。そして、「日米ガイドラインの再改定を前にまとまった中間報告は『周辺事態』の地理的制約をなくした。現行の指針を大きく変質させ、政府の裁量しだいで自衛隊の活動範囲が際限なく広がりかねない内容だ。」「このままの流れで指針の最終報告がまとまり、地理の制約がない一般法ができれば、自衛隊の海外派遣を決める政府の自由度は高まる。世界の各地で、同時多発的に自衛隊が米軍支援に従事するようなことも起こり得る。」(平成26年10月9日付東京新聞〔甲C2の4〕)とされています。

ウ 上記から5か月ほど経った平成27年3月18日付朝日新聞(甲C2の5)では、「日米両政府は自衛隊と米軍の役割分担を決める『日米防衛協力のための指針』(ガイドライン)の改定で、米軍への後方支援を大幅に拡大する方針を固めた。米軍への弾薬提供や離陸直前の米戦闘機への給油を可能にする。日本周辺に限定していた地理的な制約もなくす。改定は、日米の軍事協力を地球的規模に広げ、軍事力を強める中国に対抗する狙いがある。」とされており、日米協議が順調に進んでいる印象を受けます。

エ 同年3月21日付朝日新聞(甲C3の2)では、「安全保障法制をめぐる与野党協議は20日、自衛隊の海外活動を大幅に広げる方向で一致した。安保政策を大きく転換した背景には、軍事的な台頭が著しい中国の脅威に対抗すべく、米側の期待に応えることで問題の深化を進めたいという安倍政権の思惑がある。」とされ、さらに、「今回の安保法制見直しや18年ぶりとなるガイドラインの改定は、日本側から提案した。…日米両政府は、安全保障法制の基本方針を受け、ガイドラインの改定に向けた協議を本格化させる。4月末に予定する安倍首相の訪米前の合意を目

指す。」と掲載されています。要するに、安倍政権にとって、米国のご機嫌取りが重要であり、国会で議論し国民に具体的な説明することよりも、「安倍総理の米国訪問のお土産に」ということのようです。

オ 同年3月30日付朝日新聞（甲C3の3）には、「安倍晋三首相が進める安全保障法制によって、日米同盟をさらに強めようとする動きが日米両政府から出でる。背景には安保法制が米国の知日派による提言書に沿っていることがある。…提言書は『アーミテージ・ナイ・レポート』と呼ばれる。…最新の12年間の提言書は、『日本の責任範囲を拡大すべきだ』との集団的自衛権の行使を認めるよう強く勧めた。そのうえで、新たな防衛協力分野の具体例として、『ホルムズ海峡での機雷除去と、南シナ海の共同監視』を挙げた。…安倍首相は2月の国会答弁で『ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様に深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況にあたりうる』と強調した。』と掲載されています。

安倍総理は、新安保法制の立法の具体化の段階で、「ホルムズ海峡での機雷掃海」のことに異常にこだわりましたが、なんのことではない米国が言わしたことだからだったのです。この点については、同年4月21日付朝日新聞（甲C2の8）の「日米両政府が今月末に改定する予定の『日米防衛協力のための指針』（ガイドライン）の骨子が20日、分かった。『平時から緊急事態までの“切れ目がない”形での日米協力』を実現するためとして、シーレーン（海上交通路）での自衛隊による機雷除去を明記する方針だ。』という記事でも十分に理解できます。

カ さらに、同年4月9日付朝日新聞（甲C2の7）では、「安倍政権は、米国の要請に積極的に応えている。防衛相経験者は『米国のお墨付きこそが安保国会を乗り切る原動力になる』と前のめりだ。…日米ガイドライン改定は安全保障法制と『車の両輪』の関係にある。政府が5月に国会に提出する予定の安全保障法制の内容は、新ガイドラインにも反映される。…ホルムズ海峡での停戦前の機雷除去については公明党が反対しているが、防衛省幹部は『米国と約束したら、もう“できな

い”なんて言えない』と強気だ。」とされています。

キ そして最終的には、「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」が今月末、18年ぶりに改定される。安倍政権は、集団的自衛権行使を含み、平素から有事までの『切れ目のない』対応をめざすとしているが、自衛隊の米軍への協力内容が質量とも格段に広がることになる。…時の政権が必要と判断すれば世界中で後方支援が可能になる。対象も米軍だけから、豪州などにも広げる。また『国際平和支援法』を新設することで、日本に直接関係ない戦争での後方支援が可能になる。新ガイドラインは『地域を超えたグローバルな日米協力』と明記し、地球規模で自衛隊が米軍に協力する枠組みを打ち出す。ただ、自衛隊の活動範囲が広がれば、より紛争現場に近いところで活動することを意味する。米国の戦争に巻き込まれる危険は高まる。」（同年4月24日付朝日新聞〔甲C2の9〕）ということになってしまいます。そして平成27年4月27日には、米国との間で、新安保法制法案の内容に即した新たな「日米協力のための指針（新ガイドライン）」（甲A6）を合意してしまうのです（まだ新安保法制法案が国会に上程されてもいいというのに…）。

ク いずれにしても、「今回の指針改定は、カーター米国防長官が『日米同盟を一変するものだ』と語るように、日米安全保障条約の事実上の改定といえるほどの内容」、「しかし、この根柢になる安保法制はまだ国会で審議すらされていない。…安倍晋三首相にすれば、台頭する中国に対応するために、手間のかかる安保条約改定や国会審議を待てないということなのかもしれない」、「だが国民の安全に関わる重大な問題だ。首相は同盟の将来像をどう描いているのか、国民に正面から説明する責任がある」、「日本が直接攻撃されていなくても、自衛隊が米軍とともに武力行使することが可能になり、自衛隊と米軍の一体化が格段に進むことになる」（同年4月28日付朝日新聞〔甲C2の10〕）、「国会で全く審議していない法案を前提に、ガイドラインを作り上げた。…米国が、今回の改定で最も評価するのが、これまで原則『日本周辺』に限定してきた日米防衛協力の地理的制約を撤廃したことだ。米国防総省高官も『最も重要な要素』としてこの点を挙げ、『周辺事態でしかできなかつ

たことが、世界規模でできるようになる』と強調する」(同年4月28日朝日新聞〔C2の11〕)というのですから、呆れる気持ちよりもむしろ悲しくなってきます。

ケ これに対して、柳沢協二元内閣官房副長官補も、「前回までは想定する事態がはっきりしていたが、今回はあらゆる事態としており、具体的にどういう場面で自衛隊が米軍に協力するのかわからない。ガイドラインをもとに日米の制服同士が共同作戦をつくるが、国民が知らないうちに現場の協力が進む。米軍の期待を日本が断れるのか疑問だ。米国の武力行使（戦争）に巻き込まれる可能性が高まる。自衛隊の役割が地球規模に広がるが、中国と何かあった時に米軍は何をしてくれるのか、米軍の関与が不明確だ。」(同年4月24日付朝日新聞〔甲C2の9〕)、「前回の改定は、憲法と日米安全保障条約という枠の中だった。今回は憲法の解釈を変え、日米安保条約の範囲も超えている。事前に法案を含めた国会で議論が必要だった」(同年4月28日付朝日新聞〔甲C2の11〕)と批判しています。

コ そして結果的に、平成27年4月の安倍総理の訪米では米国議会で演説し、「この夏までに成就させる」(法案として成立させる)と公約しているですから、とんでもない話です。そのことが原因で、その後のこととして、「首相は15日(注：平成27年7月15日)の質疑で『残念ながら、まだ国民の理解が進んでいない状況ではない』と認めた。その後、首相官邸で記者団に『国会の審議はさらに続く、丁寧に分かりやすく説明してきた』と語った。首相が自ら国民の理解不足を認めながら裁決強行に踏み込んだのは、4月の米議会演説で『この夏までに成就させる』と今国会での成立を国際社会に公約したことが背景にある。」(平成27年7月16日付朝日新聞〔甲C4の23〕)というのですから、本末転倒の極みであり、安倍総理は日本国民の顔を見て政治をしているとは到底思えません。

(9) 「新安保法制法案の“衆議院”上程」とそれに対する多くの批判

安倍政権は、以上のとおり、「26・7閣議決定」(甲A5)により日米新ガイドラインの具体的な内容を米国と協議しながら、その一方で、新安保法制法案の具体

的な内容を確定して、平成27年5月14日に国会上程を閣議決定し、翌5月15日に新安保法制法案を衆議院に上程しました。「今回、閣議決定された関連法案は、武力攻撃事態法改正案、周辺事態法改正案（重要影響事態法案に名称変更）、国連平和維持活動（PKO）協力法改正案などの改正案10本を束ねた一括法案『平和安全法制整備法』と、国会の事前承認があればどこでも素早く自衛隊を紛争地に派遣することを可能にする『国際平和支援法案』の2本立て」（平成27年5月15日付朝日新聞〔甲C3の8〕）となっています。

ア しかし、朝日新聞社の当時の世論調査では、「自衛隊による米軍への後方支援の範囲拡大などを含む安全保障法制の関連11法案について、いまの国会で成立させる必要があるかどうか尋ねたところ、「必要はない」が60%、「必要がある」23%を引き離した」（平成27年5月19日付朝日新聞〔甲C4の2〕）、「14日の閣議決定に関する各社の社説・論説〔14～16日〕を点検したところ、全国紙の賛否が割れる一方、ブロック紙・地方紙の大半が批判的な立場で論陣を張っている。」（同年5月24日付東京新聞〔甲C3の9〕）、「日本経済新聞社の世論調査で、26日に衆院で審議入りする安全保障関連法案への懸念の強さがあらためて浮き彫りになった。8割が政府の説明は不十分だと回答。安倍晋三首相の『米国の戦争に巻き込まれることはない』との発言に『納得しない』も7割を超えた。政府・与党は今国会成立をめざすが、必要性はまだ浸透していない。」（同年5月25日日経新聞〔甲C3の10〕）となっており、他のマスコミの世論調査でも同じような傾向がありました。つまり、新安保法制法案の国会上程の直後から、安倍内閣の新安保法制については国民の理解がほとんど得られていなかったのです。

なお、平成27年7月には、朝日新聞が地方議会の意向調査をしていますが、「安保法制144議会『反対』」「意見書可決181議会『慎重に』」という結果になっており、「安全保障法制や集団的自衛権の行使容認をめぐり、全国で少なくとも331の地方議会が国会や政府への意見書を可決していることがわかった。「反対」の立場が144議会、「賛成」が6議会、「慎重」は181議会だった。」とされています（平

成27年7月9日付朝日新聞〔甲C22〕)。いずれにしても、ブロック紙・地方紙の大半が批判的立場にあったことと合わせて考えると、安倍内閣の独断専行には特に地方の方に懸念感が強かったようです。

イ この点について、宮崎礼壹元内閣法制局長官(法政大学大学院教授)は、「法案に憲法違反の集団的自衛権行使容認が明示されているのは、重大な問題だ。」政府が一貫して説いてきた『集団的自衛権行使は、他国防衛を本質とするものであって、現憲法9条の下では認められない』という解釈を根底から覆し、9条の規範性をなくす。米国の要請さえあれば際限のない海外での武力行使に道が開かれてしまう、「安倍晋三首相はホルムズ海峡に機雷が敷設され、日本への石油供給が滞るような場合にもこの要件は当てはまりうる、と答弁している。この要件(新3要件のうちの「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」)がほとんど『歯止め』になっていないことは明白だ」、「(国連平和維持活動〔PKO〕協力法改正案では、自衛隊が治安維持活動を担えるようになりますが、) 治安維持は医療・食糧配給・道路復旧といった民生支援の業務とは異質だ。自衛隊による交通検問、家屋への立入検査などの取り締まり、駐留・巡回に住民が反発を覚え、新たな紛争を発生させる恐れが極めて高いのではないか。治安維持業務に乗り出すことは、よほど慎重に考えるべきだ」「『駆け付け警護』の対象についても、少なくとも他国軍隊や治安部隊を除外し、民生支援のPKO要員や非武装の住民集団に限るべきだと思う。」(平成27年5月19日付朝日新聞〔C8の37〕)と安倍内閣の愚行を強く批判しています。そしてさらに、政府与党の国会審議のあり方についても、「防衛法制のあらゆる場面について、従来憲法9条との整合性を保つために考えてきた多くの制約や基準や要件が大幅に転換され、緩和されようとしている。このような法案を大幅に会期延長を強行して成立させようといふのは、国会審議として異常というしかない。国民の覚悟と性根が問われている。」と強く批判しています。

ウ また、憲法学の権威である佐藤幸治京都大学名誉教授のインタビュー記事

が、下記のとおり、平成27年6月1日付朝日新聞（甲C8の38）に掲載されていますが、これは明らかに安倍政権の反立憲主義的手法に対する批判を目的としているようです。

行政改革や司法改革など近年の「この国のかたち」作りに関わってきた憲法学者、佐藤幸治・京大名誉教授（77）が政治のあり方を憂慮している。「遺言のつもりでかいた」と4月末に出版した新著で、権力の乱用を防ぎ人間の尊厳を守ろうとする立憲主義は、人類が長い歴史をかけて確立してきた英知だと強調する。その思いを聞いてみた。…佐藤さんによると、現代の憲法（立憲主義）の特質の一つは、政治の行き過ぎから人権を守るために憲法裁判制度を導入したところにある。根底にあるのは政治部門（議会・内閣）が憲法の趣旨にかなうよう活動することへの強い期待だ。「議会は、国民の表現の自由に基礎を置く『公開討論の場』の中心。政策の是非に関する様々な意見とその根拠を国民に明らかにする重い責任を負っている。」

気がかりなことがある。憲法9条の下で集団的自衛権は行使できないとする長年の政府解釈を変更した昨年7月の閣議決定、今国会成立を目指すとされる安保法制をめぐる動きだ。佐藤さんは言う。「政府がずっと許されないとしてきたことを許されるとするなら、それにふさわしい慎重な手順と説得的な説明が必要だ」 だが、首相は国会答弁で、「米国の戦争に巻き込まれることは絶対にあり得ない」と断言する。「丁寧な審議を通じて事柄の内容と問題点を国民に明らかにしないままに突き進むとすれば、日本の議会制・立憲主義の将来にどのような結果をもたらすか大変心配している」

佐藤さんは新著「立憲主義について 成立過程と現代」（左右社）にこう記している。〈われわれは、立憲主義を侮蔑し、『力』への信仰に走った国々によってあの第二次世界大戦という未曾有の悲劇が引き起こされたことを決して忘れてはならない〉

エ 平成27年6月4日には衆議院憲法審査会が開催され、憲法学の専門家3

名が招かれて参考人質疑が行われたところ、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を含む新たな安全保障関連法案について、与党が推薦した参考人をはじめ全員が「憲法違反だ」と批判」しました。「与党が呼んだ参考人が政府の法案を否定するという異例の事態」となってしまいましたが、「自民党や公明党などが推薦した早稲田大学の長谷部恭男教授は審査会で、安保法案について『憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。』と明言した。これに対し公明党の北側一雄副代表は『憲法9条の下でどこまで自衛措置が許されるのか突き詰めて議論した』と理解を求めた。だが、長谷部氏は『どこまで武力行使が新たに許容されるのかはっきりしていない』と批判を続けた」のです（平成27年6月5日付産経新聞〔甲C4の15〕）。要するに、長谷部教授は「集団的自衛権の行使が許されるというのは憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。法的な安定性を大きく揺るがす。外国の武力行使と一体化する恐れが極めて強い」（平成27年6月5日付産経新聞〔甲C4の15〕）、「(閣議決定は)どこまで武力行使が許されるのかも不明確で、立憲主義にもとる」（平成27年6月5日付朝日新聞〔甲C8の10〕）というのです。また、小林節慶応大学名誉教授は「憲法9条は、海外で軍事活動する法的資格を与えていない。仲間の国を助けるために海外に行くのは憲法違反だ」（平成27年6月5日付産経新聞〔甲C4の15〕）、「今の安保関連法の本質について『国際法上の戦争に参加することになる以上は戦争法だ』と断じ、平和安全法制と名付けた安倍晋三首相や政府の姿勢を『平和だ、安全だ、レッテル貼りだ、失礼だという方が失礼だ』と痛烈に批判」（平成27年6月5日付朝日新聞〔甲C8の10〕）しました。さらに、笹田英司早稲田大学教授は「(歴代政権が作り上げてきた法制の枠組みを)踏み越えてしまっており、違憲だ」（平成27年6月5日付産経新聞〔甲C4の15〕）といい、「内閣の判断で憲法解釈を変えることについて、戦前のドイツでナチスの台頭を許した『ワイマール(体制)のことを思う』と言及。専門の違憲審査の問題を踏まえて、憲法解釈については『少しきつくるに考える場所が必要』」（平成27年6月5日付朝日新聞〔甲C8の10〕）と、

それこそナチスドイツの例を引き合いに出して痛烈に批判しています。

オ 平成27年6月6日には、東京大学構内において「立憲主義の危機」というテーマで多くの憲法学者を集めてシンポジウムが開催されています。平成27年6月7日付毎日新聞（甲C8の41）によれば、そこでは「安全保障関連法の衆院審議が続く中、京都大名誉教授で憲法学者の佐藤幸治氏が6日、東京都内で講演し、「憲法の個別的事柄に修正すべきことがあるのは否定しないが、根幹を変えてしまう発想は英米独にはない。日本ではいつまでぐだぐだ（根幹を揺るがすようなことを）言うのか、腹立たしくなる」、「佐藤氏は『（憲法という）土台がどう変わるか分からないところで、政治と司法が立派な建物を築くことはできない』とも語り、憲法の解釈変更で安保法制の整備を進める安倍政権への不信感をにじませた。」とされています。そのほかに、「樋口陽一東京大名誉教授が「（関連法案の国会への）出され方そのものが（憲法を軽んじる）非立憲の典型だ」と、また石川健治東京大教授が『憲法9条の論理的限界を超えて』と、憲法学の立場から政府のやり方を厳しく批判した。」とされています。

カ 以上のような憲法学研究者による痛烈な批判が想定外だったのか、新安保法制法案を推進してきた政府与党は慌てふためき、特に安倍総理とその周辺の人たちでもある中谷元防衛大臣、磯崎陽輔首相補佐官（国家安全保障担当）は、「最高裁から違憲判決を受けた場合には、最高裁の判断に従い、法治国家として適切に対応する」などとまで言わせしめています（平成27年6月11日付東京新聞〔甲C8の74、平成27年6月12日付朝日新聞〔甲C8の75〕）。また、自民党副総裁の高村正彦氏などは、「国民の命と平和な暮らしを守り抜くのは憲法学者ではない、政治家だ」などと非論理的な批判に終始し、平沢勝栄氏などは、「憲法栄えて國が滅ぶの愚を犯してはならない」などと、全く考え難い批判的言辞を弄しています（平成27年6月12日付朝日新聞〔C8の46〕）。

キ 平成27年6月20日付東京新聞（甲C8の55）では、新安保法制法案の違憲性について歴代内閣法制局長官の意見を聴取し、その結果を記事として掲載

しています。それによれば、「他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案について、内閣法制局の歴代長官で故人を除く10氏のうち5人が本旨の取材にコメントし、4氏が「違憲」（注：大森政輔氏、阪田雅弘氏、宮崎礼壱氏）もしくは「運用上は違憲」（秋山収氏）との考えを示した。合憲はいなかった。」、「取材に応じた5氏のほか、第二次安倍政権で長官を辞め、最高裁判事（現職）になった山本庸幸氏は就任会見で「（集団的自衛権の行使容認は）解釈変更で対応するのは非常に難しい」と明言。本紙の取材には「現在は立場上差し支えるとした。」とされています。

ク 平成27年7月には、東京新聞が新安保法制案についての憲法学研究者（全国の大学で憲法を教える教授ら328人）を対象に、法案の合憲性を尋ねるアンケートを実施しています。それによれば、「回答した204人（回答率62%）のうち、法案を「憲法違反」（違憲）としたの6月4日の衆院憲法審査会に自民党推薦で出席した長谷部恭男早稲田大教授をはじめ、青井未帆学習院大教授、愛敬浩二名古屋大教授ら184人、回答者の90%に上り、憲法学者の圧倒的多数が違憲と考えている現状が鮮明になった」、「『合憲』は百地章日本大教授ら7人（3%）にとどまった。『合憲・違憲を議論できない』などとして『その他』と回答した人も13人（6%）いた。違憲と答えた人は、回答しなかった人も含めた総数328人でみても過半数を占めた。」、「9条改憲の是非については、75%の153人が『改正すべきではない』と回答。『改正すべきだ』は17人だった。『その他』や無回答が34人いた。」とのことです（平成27年7月9日付東京新聞〔甲C8の82〕）。

(10) 「新安保法制法案の“参議院”上程」とそれに対する多くの批判

平成27年7月16日、安倍政権と与党は、新安保法制法案について世論調査での反対意見が膨らんでいたにもかかわらず、同法案を衆院特別委員会・同本会議で採決して可決し、その後参議院へ送付しました。

ア この時安倍総理は、「15日の質疑で『残念ながら、まだ国民の理解が進ん

でいる状況ではない』と認めましたが、「首相が自ら国民の理解不足を認めながら裁決強行に踏み込んだのは、4月の米議会演説で『この夏までに成就させる』と今国会での成立を国際社会に公約したことが背景にある」(平成27年7月16日付朝日新聞〔甲C4の23〕) ようです。また、「政府・与党はこの間、異論に耳を傾けず、同党議員が民放のアンケートに答えることすら禁じた。その政治手法は独裁に等しい。NHKは質疑を中継しなかった。」(同日付東京新聞〔甲C4の24〕)などマスコミから批判されており、何とも呆れ果てた話です。

イ このような状況の中で、柳沢協二元内閣官房副長官補は、衆議院の審議を振り返り、「衆院審議でよく分かったのは、安保関連法案について抽象論は言えるが、具体的な説明では矛盾があちこちに出て、きちんとした答弁ができないということだろう。」、「首相は多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官の『違憲』との指摘に、『最高裁が判断すべきこと』と応じなかった。要するに『学者や元長官は黙れ』と言っているにすぎない。『自分が首相だから異論は聞かず決めていい』との言い方は、民主主義を分かっていないということではないか。」、「最も言いたいのは、国民が理解していること以上のこと自衛隊にやらせてはいけないと言うこと。自衛隊に対する国民の支持の基盤が失われてしまう。」安保改定と国連平和維持活動(PKO)協力法では、自衛隊は海外で一人も殺さず、殺されなかった。今回の法案はその逆になってしまうからだ。」、「抑止力は高まらず、リスクは高まる」、「安保改定やPKO法案の時と今回は全く質が違う」、「国益とリスクの根本的な議論が全くされていない」などと強く批判しています(平成27年7月17日付東京新聞〔甲C4の34〕)。

ウ このころには、憲法学者や元内閣法制局長などのほかに、元裁判官が新安保法制法反対の戦陣に加わることになります。平成27年8月27日付朝日新聞(甲C5の14)では、「参院特別委で審議中の安全保障関連法案を巡って、元最高裁判事や元内閣法制局長官、憲法学者など法律の専門家ら約300人が26日、弁護士会館に集まり、法案を「違憲」と指摘した上で反対の意思表示をした。」と掲載され、

そこには浜田邦夫元最高裁判事、那須弘平元最高裁判事などの名前もみえます。また、平成27年9月16日朝日新聞（甲C5の25）では、「『憲法の危機』思いは一つ」、「元裁判官75人『黙ってられぬ』参院議長に意見書」と題し、「与党が安全保障関連法の採決を今週中にも目指す中で、15日の参院特別委の中央公聴会では学生団体の中心メンバーと元最高裁判事という異色の顔ぶれが『勇気を出して来た』と口をそろえた。元裁判官75人も法案の慎重審議を求める意見書を提出した。」と掲載され、そこには浜田邦夫元最高裁判事、守屋克彦元判事、鈴木経夫元判事、北澤貞男元判事、田村洋一元判事、喜多村治雄元判事などの名前もみえます。

エ そしてついには、山口繁元最高裁長官までもが法案への批判を強め、平成27年9月3日付朝日新聞（甲C5の19）では、「安全保障関連法について、山口繁・元最高裁長官（82）が1日、朝日新聞の取材に応じ、『少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は違憲だと言わざるを得ない』と述べた。安倍内閣が従来の憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の閣議決定について、『（解釈変更に）論理的整合性があるというのなら、（政府は）これまでの見解が間違いだったと言うべきだ』と語った。」とされています。そして、その際の同取材での一問一答は次のとおりとされています。

【一問一答】

—安保関連法案についてどう考えますか。

少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は、違憲と言わねばならない。我が国は集団的自衛権を有してはいるが行使はせず、専守防衛に徹する。これが憲法9条の解釈です。その解釈に基づき、60余年間、様々な立法や予算編成がなされてきたし、その解釈をとる政権与党が選挙の洗礼を受け、国民の支持を得てきた。この事実は非常に重たい。長年の慣習が人々の行動規範になり、それに反したら制裁を受けるという法的確信を持つようになると、これは慣習法になる。それと同じように、憲法9条の骨肉と化している解釈を変えて、集

団的自衛権を行使したいのなら、9条を改正するのが筋であり、正攻法でしょう。

—「法案は違憲」との指摘に対して、政府は1972年の政府見解と論理的整合性が保たれていると反論しています。

何を言っているのか理解できない。「憲法上許されない」と「許される」。こんなプラスとマイナスが両方成り立てば、憲法解釈とは言えない。論理的整合性があるというのなら、72年の政府見解は間違いであったと言うべきである。

—「限定的な集団的自衛権の行使」は容認されるという政府の主張についてはどう考えますか。

腑に落ちないのは、肝心かなめの日米安全保障条約についての議論がこの間、ほとんどなされていないことだ。条約5条では、日本の領土・領海において、攻撃があった場合には日米共同の行動をとるとうたわれている。米国だけが集団的自衛権を行使して日本を防衛する義務を負う、実質的な片務条約です。日本が米国との関係で集団的自衛権を行使するためには、条約改定が必要で、それをしないで日本が米国を助けに行くことはできない。しかし、条約改定というフタを開けてしまえば、様々な問題が吹き出して大変なことになる。政府はどう收拾を図るつもりなのでしょうか。

—安倍晋三首相ら政権側は砂川事件の最高裁判決を根拠に、安保法案は「合憲」と主張しています。

非常におかしな話だ。砂川判決で扱った旧日米安保条約は、武装を解除された日本は固有の自衛権を行使する有効な手段を持っていない、だから日本は米軍の駐留を希望するという屈辱的な内容です。日本には自衛権を行使する手段がそもそもないのだから、集団的自衛権の行使なんてまったく問題にならない。砂川事件の判決が集団的自衛権の行使を意識して書かれたとは到底考えられません。

一与党からは砂川事件で最高裁が示した、高度に政治的な問題に司法判断を下さないとする「統治行為論」を論拠に、時の政権が憲法に合っているかを判断できるとの声も出ています。

砂川事件判決は、憲法9条の制定趣旨や同2項の戦力の範囲については判断を示している。「統治行為」についても、旧日米安保条約の内容に限ったものです。それなのに9条に関してはすべて「統治行為論」で対応するとの議論に結び付けようとする、何か意図的なものを感じます。

一内閣法制局の現状をどう見ていますか。

非常に遺憾な事態です。法制局はかつて「内閣の良心」と言われていた。「米国やドイツでは最高裁が違憲審査や判断を積極的にするのに、日本は全然やらない」とよく批判されるが、それは内閣法制局が事前に法案の内容を徹底的に検討し、すぐに違憲と分かるような立法はされてこなかったからです。内閣法制局は、時の政権の意見や目先の利害にとらわれた憲法解釈をしてはいけない。日本の将来のために、法律はいかにあるべきかを考えもらわなければなりません。

もっとも、この山口繁元最高裁長官の批判的意見について、安倍総理は、「元最高裁長官の山口繁氏が安全保障関連法に含まれる集団的自衛権の行使容認は『憲法違反』と指摘したことについて、『今や一私人になられている方について、いちいちコメントするのは差し控える』と述べた」（平成27年9月12日付毎日新聞〔甲C5の24〕）といいます。しかし、安倍総理は、「26・7閣議決定」（平成26年7月1日）の前の同年6月24日の記者会見において、「憲法解釈は最高裁が最終的に確定する権能がある」（平成26年7月1日付毎日新聞〔甲C1の〕）等と述べているのですから、もう少し元最高裁長官へのリスペクト（敬意）があつても良いのではないでしょうか。ある時は「最高裁の権威を頼み」、ある時は「最高裁の権威を冷淡に取り扱う」というのですから、安倍総理は「自己中心的な思考の持ち主である」ということなのだと思います。

オ また、このころには、ほかにも多くの人たちからの新安保法制法案に対する批判が相次いでいます。

例えば、憲法学者の樋口陽一東京大学教授は、「憲法の前文にも9条にも『自衛権』という言葉は出てこない。しかし憲法に書かれていなくても、国家である以上、自分がやられたらやり返す権限、個別的自衛権はあるというコンセンサスを政府は培ってきたんです。それには国民が納得するだけの説得力がありました。ところが、集団的自衛権の本質は他国への攻撃を自国への攻撃とみなし、武力行使する『他衛』です。憲法に個別的自衛権の文言さえないので、集団的自衛権にまで概念を広げられないのは、論理的に当然です。」、「国家権力である天皇の権限をも縛る、という立憲主義の基本を伊藤（博文）は理解していた。立憲主義への理解という点では、明治時代の政治家の方が深かったと思います」などと痛烈に批判しています。立憲主義や民主主義を踏みにじるかのような首相の軽い言説を「不真面目だ」と断じているのです（平成27年9月17日付毎日新聞〔甲C5の28〕）。

また、長谷部恭男早稲田大学教授は、「安全保障関連法制について『従来の憲法解釈の基本的論理は維持されている』という政府の主張には問題点がある。政府が根拠にしている1972年の政府見解は、個別的自衛権の行使が認められることを根拠づける考え方だが、実はその全部をカバーしていない。例えば、尖閣諸島をどこかの国が占拠したとして、日本の国の存立が脅かされ、国民の生命、幸福追求の権利が根底から覆されるのか。個別的自衛権行使についてさえ相当引いている根拠を持ち出して、なぜ集団的自衛権行使を正当化できるのか。何の理屈にもなっていない。」「同じく政府が根拠としている59年の砂川事件判決は、米軍の駐留が憲法9条2項に反するか反しないかが争われた事件の判決。集団的自衛権を行使できるかどうかなんて、およそ争点になっていないので根拠になるはずがない。」「『日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している』というのも、具体的説明がない。国際的なシンクタンク「経済平和研究所」による2015年の平和と安全ランクイングでは、日本は4年連続で第8位。本当に環境が厳しくなっているなら、限られた

防衛資源を世界中にばらまいて、米軍をお手伝いするのは愚の骨頂だ。」、「武力行使は限定されるというが、地球の反対側まで行って中東のホルムズ海峡で武力行使できるというのは、どう考へても限定されていない。結局、政府がよく使う言い回し
だが『最後は政府が総合的に判断する』というだけだ。」と強く批判しています（平成27年9月18日付東京新聞〔甲C5の31〕）。

さらに、歴史家の保阪正康氏は、「安全保障関連法制の成立が意味するのは、憲法の非軍事主義を軸にした日本の戦後民主主義が崩れつつあり、『準戦時体制』へと移行することだ。戦争が起きるまでには過程がある。10段階の真ん中くらいに国交断絶があって、最後が武力衝突だ。それは外交で回避できるというのが、戦後の日本が選んできた道だった。それなのに、この法制を進めようとする人は、脅威を強調して、明日にも戦争が起こるようなことを言う。論理が逆立ちしている。多くの国民が反対するのは、そのおかしさを感じているからだ。」、「僕は国会審議を見ていて、たった一つの結論に落ち着いた。司法、立法、行政の三権が独立して、民主主義の体制は維持されるのだが、行政つまり内閣が、他の二つを従属させようとしているんだね。それはファシズム（独裁）だ。安倍晋三首相は、審理を国会にお願いしている立場で、野党議員に『早く質問しろよ』とヤジを飛ばした。元最高裁長官が、1959年の砂川事件判決は集団的自衛権行使の根拠にならないと言つても、聞かない。これは立法、司法の積み重ねの軽視だ。何より憲法を解釈で変えて、平然としているのが一番怖い。」、「答弁に立つ安倍さんが軍服をきてているように見える。1938年、日中戦争の体制強化のため、政府に人的・物的資源の統制を認めた国家総動員法案が衆院委員会で審議された。とのとき答弁に立った陸軍の幕僚は、議員の抗議を『黙れ！』と一括した。」と批判しています。

カ 以上のような新安保法制に対する批判や非難の嵐の中で、平成27年9月9日、参議院においても新安保法制法案が可決された。

しかし、安倍内閣のなりふり構わない強引な採決により成立した新安保法制について、柳沢協二元内閣官房副長官補は、「一発の弾を撃つこともなく、一人の犠牲

者も出さずにやってきた自衛隊は、安全保障関連法により、殺し殺される憎悪の連鎖の中に確実に引き込まれていく。それはリスク以外の何物でもない。それを国民は感じていた。危険を冒してまで得る国益こそ議論されるべきだったのに、政府は自衛隊のリスクは増えないと議論の前提を否定してきた。安保法に対する国民の理解が深まらなかったのは当然である。」、「安保法は、我が国の安全保障にとって有害である。そもそも中国や北朝鮮による我が国に対する攻撃の脅威は、個別的自衛権で対処すべき問題だ。集団的自衛権は抑止力を高めず、かえって緊張を高め、日本に対する攻撃のインセンティブ（動機付け）を上げる。自衛隊には駆けつけ警護や治安維持など『武器を使わなければいけない』任務が与えられ、ちゅうちょなく引き金を引くことが求められる。民間人への誤射も増えるだろう。そこから、憎しみの連鎖が始まる。」、「安保法制の真の姿は、地球規模で米軍に切れ目なく協力するための法律だ。日本が米軍の協力要請を断ることは不可能となった。米国の戦争に巻き込まれる可能性は高い。」、「日本を『一国平和主義』と批判する人もいるが、憲法9条を持つ日本が、米国などと横並びで軍事的に国際貢献する必要などない。米国に追随さえすれば大丈夫という単純化と強迫観念が安保法の本質だ。自衛隊は『戦争をしない』『人を殺さない』からこそ、多くの国民から支持を得てきた。国民の理解の程度のない安保法によって人を殺せばどうなるのか。国民の負託もなく、自衛隊に命をかけさせる。こんな不条理はない。戦争とは何か。国会の意思で送り込まれた組織が海外で人を殺すことだ。日本は戦争ができる国になったのだ。」と強く非難しています（平成27年9月20日付朝日新聞〔甲C6の2〕）。

そして、朝日新聞社は、新安保法制法が成立したことを受け、緊急世論調査を実施したところ、新安保法制法に反対が51%、賛成が30%と法律が成立してもなお半数が反対という結果でした。また、国会での議論に付いては、「尽くされていない」が76%、安倍政権が国民の理解を得ようとする努力を「十分にしてこなかった」が74%という結果であり、安倍政権の強引さが裏付けられました（平成27年9月21日付朝日新聞〔甲C6の4〕）。また、読売新聞の内閣支持率の世論調

査では、「内閣支持41%、不支持51%」という結果が出ており、いかに国民の新安保法制法に対する反対意見が強かったが理解できます。

6. 最後に

安倍政権による「解釈改憲」（26・7閣議決定〔甲A5〕）と、その後の「新安保法制法の制定」は、これまでになく国民に不評であり、何と言っても、ほとんどの憲法学者、元内閣法制局長官らから総スカンを喰ってしまい、安倍内閣（安倍総理とその周辺の人たち）の理論的立場はほぼ白旗を掲げる状態になってしまっていました。その時に、安倍総理とその周辺の人たちが口にするのは、「最高裁が最後に決定する」という言葉でした。

安倍総理は、集団的自衛権の行使は「憲法改正で行うべき」との批判に対し、「憲法解釈は最高裁が最終的に確定する権能があるが、行政が憲法65条の下、適正に解釈していくことは当然だ」と述べています（平成26年7月1日付毎日新聞〔甲C1の3〕）。また、平成27年6月4日の衆院憲法審査会での憲法学者3名を招いての参考人質疑で全ての参考人が「憲法違反」と述べたことから、世論の批判的になった時に、安倍総理とその周辺の人たちは、「法治国家なので、最高裁の判断が出た時には適切に従っていきたい」（中谷元防衛相。平成27年6月11日付東京新聞〔甲C8の74〕、平成27年6月12日付朝日新聞〔甲C8の75〕）、「法案成立後に最高裁から違憲判決が出た場合の対応について『法律を改正するしかない』」（磯崎陽輔首相補佐官。平成27年6月12日付朝日新聞〔甲C8の75〕）、「憲法解釈の最高権威は最高裁。憲法学者でも内閣法制局でもない」（稻田朋美政調会長。平成27年9月3日付朝日新聞〔甲C5の19〕）などとも述べているのです。

要するに、いまの安倍総理とその周辺の人たちの言うところを見る限り、私たちが全国で提起した新安保法制違憲国賠訴訟・差止訴訟において、裁判所が違憲判決を下し、最終的に最高裁判所が違憲と判断した場合には、彼らは白旗を揚げることになり、その全てが解決するはずなのです（そうなったらそうなったで、前言を翻

すのが彼ら政治家の特性ではあるのでしょうか…）。その意味では、全国で進行している新安保法制違憲訴訟に携わる裁判官のひとり一人の責任は重く、逆に言えば、これから日本の帰趨（未来）を決するほどに重要な立場にいるということもできます。

これに対し、安倍総理とその周辺の人たちは、これから「司法判断」をどのように考えているのか知りたいところですが、決して口ほどには重くは受け止めていないかもしれません。その象徴的な場面が「平成27年9月15日の参議院特別委員会の中央公聴会」であったようです。その時の状況を同月16日付朝日新聞（ABC5の25）は、次のように報道しています。

公聴会には「あまりにもひどい状況で黙っていられない」と沈黙を破ってきた人もいた。元最高裁判事の浜田邦夫さん（79）だ。2001～06年に最高裁判事を務めた。「現役の裁判官たちに影響を及ぼすことはOBとしてやるべきではない」と思い、安保法制についての発言は慎んでいた。だが、「これでは日本の社会全体がダメになってしまう」と思い、公述人を受けた。浜田さんは飄々として辛辣。内閣法制局を「今は亡き」と形容して皮肉った。法案成立後に「訴訟が起きても、最高裁は違憲判決を下さない」と述べた与党推薦の公述人に対しては「大変楽観的な見通し。司法をなめたらいかんぜよ」と大見得を切ると、委員会室は拍手に包まれ、与党議員も苦笑いを浮かべた。

要するに、「訴訟が起きても、最高裁は違憲判決を下さない」というのが、政権与党や安倍総理とその周辺の人たちの信じて疑わないところなのかもしれません。しかし、全ての裁判所・裁判官は、良く考えて欲しいのです。裁判所に次ぐ「法の番人」「内閣の良心」と謳われた「内閣法制局」が、安倍政権によって「今は亡き」と称されるような状態まで崩壊させられた以上、最後に残るのは「最高裁を頂点とする裁判所（裁判官）のみ」ということになるのです（【注18】）。本当の意味で、「法の番人」「憲法の番人」としての責任をもって判断をする時期がすぐそこにきていることを忘れないで下さい。

【注18】「最高裁判所も憲法解釈主体として限られた役割しか果たしてこなかったことの原因の一つとしては、内閣法制局の事前審査と司法による事後審理が性質を同じくするとの前提があったことも指摘できるだろう。日本の最高裁があまり違憲判決を出さなかったのは、内閣法制局が事前に憲法適合性も含め、詳細なチェックをしているからだというのとは、しばしば指摘されてきた。」（青井未帆「憲法と政治」〔岩波新書〕甲B10・219頁）、「今後、憲法秩序の維持をめぐる裁判所の役割をどう理解すべきか、一層厳しく問われることになるだろう。2015年の安保関連法制は、憲法9条の下では成立する余地のない、『一見極めて明白に違憲無効』の違憲の法律である。今回『成立』した法は、憲法改正のショートカットであり、本来は法律制定によりなし得る内容ではなく、また国会が自ら立法権をある意味放棄するようなことをして、強行に成立させてしまった。法が単なる『道具』のようになっている状態において、司法府には、統治機構の上でおっている憲法秩序の維持という任務から、一定の役割を果たすべきと考えられて然るべきなのではないか。少なくとも、市民から裁判所に『憲法の番人』の任務を果たすべきであるとの声が上がるのは当然のことである。安倍首相も、砂川事件を念頭においての発言であるが、『憲法との関係においては、まさに違憲立法かどうかということも含めて、最終的な判断は最高裁判所が行う、これは憲法にも書いてあることあります』（2015年7月15日・衆議院特別委員会）と述べている。この言葉は、善意に解釈すれば、手続的にも内容についても広く、また厳しい批判が寄せられた新安保法制について、『内閣としては合憲のものとして国会に提出し、法律となつたが、最終的には最高裁に、法的正当性を判断してもらいたい』という立場を示しているようにも理解できる。」（青井未帆「憲法と政治」〔岩波新書〕甲B10・236頁）

いずれにしても、私たちが学んできた近代憲法における「立憲主義」、「平和主義」、「民主主義」を守って「自由と正義を基調とする日本社会」を維持していくのか、それとも、自民党の憲法改正草案にあるような戦前懐古主義的な「国家主義」の色彩の強い「自由や権利が制約された日本社会」にしてしまうのか、それを好もうと好むまいと、その全てが裁判所・裁判官の肩に掛かっている、と言っても過言ではないのです。

この法廷にいる裁判官も、被告席にいる証務官・証務事務官も法務官・法務事務

官も日本国憲法を学び、それを基盤とする平和な日本社会で生きてきたはずです。しかし、安倍総理やその周辺の人たちの目指す日本社会は、どうやら私たちの考えている社会とは相當に相違するものようです。それは自民党憲法改正草案をじっくり読んでいただければ想像ができるはずであり、今回の「26・7閣議決定」とその後の「新安保法制の制定」は、その彼らの理想郷（憲法改正草案によりつくられた日本社会）に至る第一歩にすぎないことを十分に認識しておいて欲しいと思います。

以上